

## 生活保護費の一方的減額に関する要望意見書

厚生労働省は、新年度からの生活保護費の見直しをすすめてきましたが、食費や光熱水費にあてる生活扶助費を最大14%の引き下げ案を出しました。

しかし、各界から異論と反発の声があがり、下げ幅を最大5%に縮小しました。

しかし、前回2013年度に続く削減であり、対象世帯への影響は避けられません。

そもそも生活保護は、病気や失業など苦境に陥った人の命綱です。

その機能を弱め、自立が困難な人たちを一層窮乏させることがあってはなりません。

児童養育費などを含めた世帯別の支給額は、札幌・江別に住む夫婦・子ども2人世帯の場合、現在月19万7千円が、来年10月から3千円減ります。

旭川・函館などの夫婦・子ども2人世帯は月18万9千円が来年10月に3千円減り、20年10月までに月9千円少なくなります。

また単身高齢者は月最大4千円減となります。

一人親世帯に上乘せされる母子加算の減額も予定されています。

これは、14年に施行された子どもの貧困対策法の趣旨とも矛盾しています。

減額の根拠は、一般世帯の低所得者の消費支出を上回っているといいますが、切り下げされれば一般世帯にも跳ね返ります。

しかも、現政権は19年10月に消費税を10%に引き上げるとしています。

低所得者世帯全体の底上げを図らなければならないのに、これでは経済の底が抜けてしまいます。

本当に保護が必要なのに網の目から落ちこぼれている人も少なくありません。

憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するよう、困窮世帯の現実を直視し、保護基準の向上を図られるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 3月19日

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
総務大臣 様  
財務大臣 様  
厚生労働大臣 様

北海道北斗市議会